

事業評価書（事前）

事務事業名		専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着の促進
事務事業の概要	(1)目的	我が国の外国人労働者受入れの基本方針に沿って、IT 分野を含め外国人技術者等専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着促進を図るため、関係機関と連携しつつ、受入れ・定着促進にあたり問題となっている点を整理するなどし、その結果を踏まえ専門的、技術的分野の外国人労働者及び事業主（特に中小企業の事業主）を対象として情報提供を行う。
	(2)内容	<p>関係機関間のネットワークの構築</p> <p>専門的、技術的分野の外国人労働者の雇用問題に関わる経済団体（多国籍企業、諸外国の在日商工会議所を含む）及び関係省庁の担当者を参集した会議を開催してネットワークを構築するとともに、外国人労働者の採用及び定着の促進を図るにあたり障害となる問題点を整理、抽出する。</p> <p>専門家による検討等</p> <p>人事労務管理の実務に係る専門家等を参集した会議を開催して、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着を促進するために必要な情報の具体的な内容等について検討するとともに、就労パンフレット等の編集、作成を行う。</p> <p>就労パンフレット等の作成・配布</p> <p>専門的、技術的分野の外国人労働者が日本で働くための基礎知識、好事例をコンパクトにまとめたものを作成し、国内外に配布する。</p> <p>雇用管理マニュアルの作成・配布</p> <p>専門的、技術的分野の外国人労働者の雇用管理マニュアルを作成し、事業主に配布する。</p>
	(3)達成目標	予算額（案） 6百万円
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>「経済社会のグローバル化に伴い、我が国の企業、研究機関等においては、世界で通用する専門知識、技術等を有し、異なる教育、文化等を背景とした発想が期待できる専門的、技術的分野の外国人労働者に対するニーズが一層高まって」いる（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月閣議決定））。</p> <p>しかしながら、現状では専門的、技術的分野の外国人労働者にとって我が国の就労に関する情報が得にくく、就職先としての魅力に乏しいことなどが障害となって、在留資格「興行」を除く、専門的、技術的分野の外国人労働者（約9万人）が外国人労働者全体（約67万人）に占める割合（約130%）が伸び悩んでいるため、これらの障害を取り除き、ニーズに応えることが必要である。</p> <p>〔公益性〕</p> <p>本事業の実施を通じた専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着の促進は、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化に資するものであり、公益性を有する。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>外国人労働者の受入れ機関となるのは主に民間企業であるが、外国人労働者の受入れについては、政府の基本方針において、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することとしており、国としては、我が国の就労に関する情報が得にくい国外の専門的、技術的分野の外国人労働者に対して情報提供を行うこと等により、その受入れを積極的に支援する必要がある。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕</p> <p>外国人労働者の受入れ・定着に係る事業主等に対する支援及び情報提供については、全国的に基本的かつ原則的な事項を周知することが重要であるこ</p>

	<p>とから、そのような事項について、外国人労働者が適切な水準の雇用管理を受けられることができるようにするため、まず、国として事業を実施する。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕</p> <p>我が国の就労に関する情報を、外国人労働者に対して提供する民間企業やその他外部機関が発達していないため、民営化や外部委託により、実施することは困難である。</p> <p>〔緊要性の有無〕</p> <p>e-Japan 重点計画（平成 13 年 3 月）においては、IT 技術者・研究者を 2005 年までに 3 万人程度受け入れることが目標として掲げられており、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図るため、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れについては、より積極的に推進する必要がある。</p>
(2)有効性	<p>〔今後見込まれる効果〕</p> <p>就労パンフレット等の配布により、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着に必要な情報が外国人労働者及び事業主に周知され、外国人を雇用する際の雇用管理上の問題等が解消されることから、これらの労働者の受入れ・定着が従来よりも促進されることが見込まれる。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕</p> <p>専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着が従来に比し、促進されると見込まれるが、景気の悪化等の経済情勢の変化等の影響が大きいため、外国人労働者の受入れ・定着の効果の発現には一定の時間を要する場合もある。</p>
(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>我が国企業の事業活動の国際化や情報化等に伴い、外国人の高度な人材へのニーズが増加しているが、特に中小企業には受入れのノウハウの蓄積が少なく、自ら受入れ態勢を構築することには多大なコストがかかるため、国が受入れのノウハウ等について情報提供を行うことは、これら企業のニーズにあった人材の円滑かつ効果的な受入れを可能とし、我が国経済の発展と安定という観点からも有効な方法である。</p> <p>また、我が国の就労に関する情報を得にくい国外の専門的、技術的分野の外国人労働者に向けて、適切な情報提供をすることにより、我が国の受入れ方針に沿った外国人労働者の効率的な受入れが可能となるなどの効果が期待できる。</p>
(4)その他 (公平性・優先性 など)	なし
関連事務事業	なし
特記事項	<p>〔各種政府決定との関係及び遵守状況〕</p> <p>我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する（第 9 次雇用対策基本計画（平成 11 年 8 月閣議決定））</p> <p>IT 技術者・研究者を 2005 年までに 3 万人程度受け入れる（e-Japan 重点計画（平成 13 年 3 月））</p>
主管課 及び関係課	(主管課) 職業安定局外国人雇用対策課